

平成24年5月18日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 森野陽佑

平成24年(平)第101号不当利得返還請求事件

平成24年4月13日 口頭弁論終結

判 決

山口県周南市

原 告 X /

山口県周南市

原 告 X 2

上記2名訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

横浜市青葉区荏田西1丁目3番地20

被 告 ライフカード株式会社

同代表者代表取締役

主 文

1 被告は、原告 X / に対し、16万6468円及びうち16万0551円に対する平成24年1月12日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告 X 2 に対し、7万6833円及びこれに対する平成24年2月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 原告 X 2 のその余の請求を棄却する。

4 訴訟費用は、これを10分し、その3を原告 X 2 の、その余を被告の各負担とする。

5 この判決は、第1項及び第2項に限り仮に執行することができる。

ただし、被告において、原告 X / のために16万円の担保を供するときは主文第1項について、原告 X 2 のために7万円の担保を供するときは主文第2項について、その仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 原告 X / 主文1項同旨

2 原告 X 2

被告は、原告 X 2 に対し、18万5044円及びうち17万8158円に対する平成24年2月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 当事者

被告は貸金業者であり、各原告は、被告との間で金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）をしていた者である。

(2) 原告 X / と被告の間の取引（以下「本件取引1」という。）の概要

ア 取引開始日 平成18年1月20日

イ 取引終了日 平成23年10月22日

ウ 取引の経過 別紙計算書1のとおり

(3) 原告 X 2 と被告の間の取引（以下「本件取引2」という。）の概要

ア 取引開始日 平成17年12月27日

イ 取引終了日 平成24年1月4日

ウ 取引の経過 別紙計算書2のとおり

(4) 引直し計算及び不当利得

ア 本件取引1について、取引の経過にしたがって、利息制限法所定の法定利率を適用して引き直し計算をすると、別紙計算書1のとおり、本件取引1の終了時において過払金元金が16万0551円となり、被告は、上記金額を法律上の原因なく取得している。

イ 本件取引2について、同様の引き直し計算をすると、別紙計算書2のとおり、本件取引2の終了時において過払金元金が17万8158円となり被

告は、上記金額を法律上の原因なく取得している。

(5) 悪意の受益者

被告は貸金業者であり、利息制限法の定めを超える約定利息は超過部分について無効で、不当利得として各原告に返還すべきことになることを知っていたから、利息制限法を超過する利息を收受することにつき悪意であり、過払金に年5分の割合による利息を付して返還する義務があるところ、各取引履歴にしたがって計算すると、本件取引1について平成24年1月11日の時点での利息が5917円、本件取引2について平成24年2月8日の時点での利息が6886円がそれぞれ発生している。

(6) まとめ

よって、原告X1は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金16万0551円及び平成24年1月11日までの利息5917円並びに上記過払金元金に対するその翌日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求め、原告X2は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金17万8158円及び平成24年2月8日までの利息6886円並びに上記過払金元金に対するその翌日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める。

2 請求原因に対する認否等

(1) 請求原因(1)ないし(3)は認める。

(2) 同(4)は否認ないし争う。被告は、悪意の受益者ではないから、過払金が発生する都度利息が発生するものとして計算した別紙計算書1、同2は不当である。

(3) 同(5)は否認する。

被告は、各原告と取引した当時、平成18年法律第115号による改正前の貸金業法（以下「貸金業法」という。）17条1項及び同法18条1項に規定する書面を交付する十分な態勢を常に整備し、各原告に対し、取引ごと

に上記各書面の交付を行った。また、被告は上記各書面の交付に違法があるとして行政処分を受けたこともない。したがって、被告は、本件取引をしていた当時は貸金業法43条1項の適用があると認識しており、またそのように認識するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。

なお、利息が発生する時期は、訴状送達の翌日又は取引終了日の翌日と解すべきである。

3 抗弁

被告は原告 X2 との間で本件取引2の基本契約の締結と同じ機会に締結した立替払い契約に基づき、原告 X2 が平成22年10月28日から平成24年1月12日までの間にカードショッピングをした代金合計10万8184円を立て替えて支払ったので、同年2月7日の時点で原告羽田藤夫に対して同額の立替金債権を有していた。

被告は、平成24年3月23日の第1回口頭弁論期日において、上記立替金債権と原告 X2 の被告に対する過払金返還請求権を対当額で相殺する旨の意思表示をした。

よって、原告 X2 の過払金債権は6万9927円となった。

4 抗弁に対する認否

平成24年2月7日が相殺適状の日であることは認め、相殺後の過払金債権の金額を争う。

第3 請求原因に対する判断

- 1 請求原因(1)ないし(3)には争いがない。
- 2 請求原因(4)について

争いのない取引履歴にしたがって、利息制限法所定の法定利率を適用して計算すると、別紙計算書1及び同2のとおりとなるから、本件取引1について、被告が、過払金元金16万0551円を、本件取引2について、被告が、過払金元金17万8158円を、それぞれ法律上の原因なく取得している事実が認

められる。

3 請求原因(5)について

貸金業法43条1項の趣旨等からすれば、貸金業者は、同項が適用されない場合には、利息制限法の制限超過利息は貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済された後の過払金は不当利得として借主に返還すべきであることを十分に認識していたものと認められる。

そうすると、貸金業者が利息制限法の制限超過部分を利息の債務として受領し、その受領につき同項が適用されない場合には、当該貸金業者は同項の適用があるという認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定される。

本件についてこれをみると、各原告の弁済について、貸金業法43条1項が適用されること又は上記特段の事情があると認めるに足りる証拠はない。したがって、被告は悪意の受益者であると認められるので、請求原因(5)には理由がある。

そうすると、被告は悪意の受益者として、過払金が発生したときから民法所定の年5分の割合による利息を支払う義務がある。

4 以上によると請求原因がすべて認められる。

第4 抗弁に対する判断

1 乙1によると、被告は原告X2に対して、平成24年2月7日の時点で10万8184円の立替金債権を有していたことが認められ、被告が相殺の意思表示を行ったことは記録上明らかな事実であり、相殺適状の日が平成24年2月7日であることには争いがないところ、同日時点における原告X2の被告に対する過払利息は、6859円（計算式 平成24年1月4日時点の利息金6032円+過払金元金17万8158円×5%÷366日×34日=6859円）であるから、過払金元金7万6833円（計算式 17万8158

円 + 6859 円 - 10万8184 円 = 7万6833 円) が原告 X2 の相殺後の債権額となる。

2 以上から、原告 X2 は、被告に対し、7万6833 円及びこれに対する平成24年2月8日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払いを求めることができる。

第4 結論

以上によると、原告 X1 の請求は全部理由があり、原告 X2 の請求は一部理由があるから、主文のとおり判決する。

周南簡易裁判所

裁判官 西 村 公 宜

これは 正本 である。

平成24年5月18日

周南簡易裁判所訴訟 A係

裁判所書記官 森野陽佑

